

第5期第13回静岡市行財政改革推進審議会 会議録

1 日 時 平成26年2月19日(水) 13:30~16:30

2 場 所 静岡市職員会館 大会議室

3 出席者 【委員】

曾根正弘会長、足羽由美子委員、青山葉子委員、遠藤純子委員、木村幸男委員  
高橋節郎委員、高橋正人委員、竹内良昭委員、土屋裕子委員、的場啓一委員

【行政】

〔検討部会員〕

池谷行政管理部長(部会長)、木村企画部長(副部会長)、望月財政部長(副部会長)、遠藤行政管理課長、大石行政管理課行財政改革推進担当課長、深澤政策法務課長、豊後人事課長、中島企画課長、天野企画課分権交流推進担当課長、川崎財政課長

【事務局】

田中副主幹、窪田副主幹、小泉主査

4 傍聴者 中日新聞

5 会議次第 次頁「次第」のとおり

6 会議内容 3頁以降に記載

## 第5期 第13回静岡市行財政改革推進審議会次第

と き 平成26年2月19日(水)  
午後1時15分から  
ところ 静岡市職員会館 大会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

#### 【審議事項】

- (1) 新行財政改革推進大綱の策定について . . . 資料1
- ア 基本方針「市民協働で進めるまちづくりの推進」  
(ア) 第12回審議会のまとめ
  - イ 基本理念
  - ウ 中間答申案全体を通して 「はじめに」～「改革の方向」
- (2) 外郭団体における「市としての公益性の検証」について . . . 資料2
- ア 答申案について

### 3 その他

- (1) 平成26年度当初予算に反映した . . . 資料3  
さいこう静岡！「静岡市事務事業市民表価会議」の効果額
- (2) 使用料設定基準に基づく使用料改定予定施設一覧（平成26年度） . . . 資料4
- (3) 新行財政改革推進大綱中間答申案に対する意見
- (4) 第14回行財政改革推進審議会
- ア 日 程 平成26年2月26日(水) 9:00～12:00
  - イ 会 場 静岡庁舎本館3階 第3委員会室
- (5) 中間答申
- ア 日 程 平成26年3月10日(月) 15:10～16:10
  - イ 会 場 静岡庁舎新館9階 市長公室

### 4 閉 会

## 1 開 会

《開会宣言》

## 2 議 事

(審議事項)

- (1) 「新行財政改革推進大綱の策定について」
  - ア 基本方針「市民協働で進めるまちづくりの推進」
    - (ア) 第12回審議会のまとめ
  - イ 基本理念
  - ウ 中間答申案全体を通して 「はじめに」～「改革の方向」

曾根正弘会長：それでは、審議事項の1「新行財政改革推進大綱の策定について」を議題とする。  
取りまとめ内容と会議の進め方について事務局から説明願いたい。

### 《事務局説明》

曾根正弘会長：前回審議を行った基本方針Ⅰ「市民協働で進めるまちづくりの推進」の中間答申案について審議する。

答申案の内容について起草者の的場委員から説明願いたい。

的場啓一委員：中間答申案19ページ、基本方針Ⅰ「市民協働で進めるまちづくりの推進」を説明させていただく。これまでは、「市民とともに進める地域経営の実現」ということで進めてきたが、事務局の説明のとおり時間的なこともあり、削除することとした。また、この基本方針Ⅰの3つの改革の方向とも関連があるため、基本方針Ⅰを「市民協働で進めるまちづくりの推進」に変更した。

まず、全体的な概念については、市民協働のもとでまちづくりを推進していくには、「協働」という概念を本市全体に浸透させることが必要であり、市民をはじめ、本市にかかわるすべての主体が「協働」をまず理解することから始めるべきではないか、ということ考えた。

そのためには、行政が積極的に様々な主体へ働きかけ、「協働」のコーディネートを一層推進すべきであると考えた。

次の本文では、まず、本市の「まちづくり」における最高規範として「自治基本条例」があり、その中で、市民はまちづくりの主体として、市と協働してまちづくりを行うと謳われており、この考えを本市全体へ浸透させる必要があると考えた。

それから、自らが行う「自助」、近隣や各主体が互いに助け合う「共助」、国や自治体が手を貸す「公助」があり、これからの行政は、「共助」の部分にも焦点を当て、「官」「民」ではない協働の分野としての「公共」の持つ力の活性化を図ることの必要性があると考えた。

これらの考え方を基に、「市民参加・協働の推進」「官民連携・民間活力の活用」「開かれた市政の推進」の3つの改革について、本市の進むべき方向性を提示したいと考えた。

改革の方向性の一つ目の「市民参加・協働の推進」であるが、20ページ上段にあるように、

地方分権が進む時代において、豊かなまちづくりを行うには、行政と市民の連携と協働は不可欠であり、その際には、市民の行政への参画と併せて、男女共同参画も進めるべきであり、また、より良い自治の実現に向け、国および県から権限の移譲を図るべきであると、大枠をまとめた。本文ではそれを補足する形で、具体的な改革の方向としては、「市民参加・協働と権限移譲」、「市民活動・地域活動の促進」、「男女共同参画の促進」の3つについて具体的な方向性を示している。

具体的には①「市民参加・協働と権限移譲」では、「自治基本条例」、「市民参画の推進に関する条例」、「市民活動の促進に関する条例」に対しては、職員も市民も理解を深め、その内容を積極的に広報すべきであるということ。あるいは、市職員と市民が接する機会を増やし、行政と市民が互いに身近な存在となるように取り組んでいくべきである。

そして、国等からの権限移譲後は、市民の利便性の向上に直結するよう、市の制度や体制も見直すべきであるとした。

2つ目の「市民活動・地域活動の促進」では、「協働」の理解を深めるための取り組みを進めるとともに、「協働」、「市民活動・地域活動」のよい事例を積極的に発信していただきたい。

3点目の「男女共同参画の促進」では、積極的な啓発活動を行っていただきたい。併せて、女性が政策決定などに参画できるような環境整備を行う必要があるというように表記した。

21 ページ、「官民連携・民間活力の活用」では、静岡市として目指す「官」と「民」の関係を明確にし、「市民協働」を推進していくには、「官」「民」両者の担う役割を検討する必要がある、両者の役割について、本市に関係するすべての主体が理解できるように、積極的に情報発信、啓発を行うことも必要である。

特に民間活力の活用では、行政は、単に民間に頼るのではなく、互いの力を出し合い相乗効果が得られるように努めていただきたい。

本文では、「官民パートナーシップの推進」、「民間活力の活用」、「外郭団体の経営改善」について目指すべき方向性を示した。

1点目の「官民パートナーシップの推進」では、現在静岡市で取り組みが進んでいる、「官民連携地域活性化会議」を「呼び水」として、これからの新しい官民連携のスタイルを考えていくべきである。

2点目の「民間活力の活用」では、「公共」を市民の主体的な公共的活動として捉え、その活動の促進を図るべきとしている。

また、現在、市が進めている指定管理者制度については、独自事業を指定管理者が柔軟な発想で進めることができるように、利用料金制の積極的な導入を検討していただきたい。そして、PFIの実施にあたっては、他の自治体における事例も検証しながら、最大の効果が得られるよう、慎重に検討を行うべきである。

3つ目の「外郭団体の経営改善」では、別に行った「公益性の検証」において、すべての団体が公益性が確認できたので、今後、各団体がより一層、市民生活の利便性と市民福祉の向上に取り組めるよう、市とのつながりを強めるべきであるとした。

22 ページ、改革の方向の3点目、「開かれた市政の推進」であるが、これについては、「市民協働」を目指すには、行政が閉鎖的であってはならないとの観点から、市民に対して「開か

れた市政」、「情報公開が進み、市民から近づきやすい市政」でなければならない。併せて、「市民協働」や「官民連携」を目指し、行政と市民が相互信頼関係を構築するには、透明性と公正性が確保された行政運営を行う必要があるとした。

本文では、「積極的な情報発信」、「市政情報の共有化・透明性の確保」、「条例による政策の実現」について、この3つについて、具体的な方向性を示している。

1つ目の「積極的な情報発信」では、広報活動の重要性を再認識する意識改革や研修を進めるべきである。

そして、多様な媒体ということで、ワイヤーサービス、SNS、最新のICTの利活用により積極的な情報発信と情報発信力の強化に努めるべきであるとした。

2つ目の「市政情報の共有化・透明性の確保」では、契約関係になるが、一般競争入札を増やすよう努めるとともに、建設工事で進める総合評価方式の充実と改善を進めるべきであるとした。次に、積極的な情報提供を含む適正な情報公開の推進と公正な行政手続の執行を確保するため、職員の資質向上に取り組むべきであるとした。

3つ目の「条例による政策の実現」では、政策法務を総合的に推進し、より質の高い政策の立案、執行に努めていくべきである。

次に、条例のマネジメントを着実に実施する必要がある。

最後に、分権時代に即した行政運営を担うために必要な法務能力の向上を目指す職員研修を導入すべきであるとした。以上が基本方針Iである。

曾根正弘会長：それでは、同じく起草者の足羽委員から、補足があれば、説明願いたい。

足羽由美子委員：「地域経営」から「市民協働」に変更した点が少し残念だが、共通認識がないまま「地域経営」という言葉だけ一人歩きするのも問題であるため、この中間答申案はよくまとまっている。

曾根正弘会長：それでは、答申案に対し、ご意見、ご質問があればお願いしたい。

足羽由美子委員：21 ページ、改革の方向2 「官民連携・民間活力の活用」の本文③「外郭団体の経営改善」のところであるが、「今後、各団体がより一層、…市とのつながりを強めるべき。」とあるが、経営改善の内容がないので違和感がある。

事務局：経営改善を図っていくことは非常に重要であると考えている。

市とのつながりを強めていく中で、外郭団体が自立できるような、経営改善を図っていくというようなことを付け加えた方がいいと思う。的場委員の考えも伺いたい。

的場啓一委員：「経営改善」というタイトルからも見ても、「自前の財政基盤の強化を図るべき」や、「収入を得るような努力をするべき」といったことを付け加えた方がいい。

曾根正弘会長：他に意見があれば、ご質問願いたい。

高橋正人委員：22 ページ、「開かれた市政の推進」のところ、本文4行目に「透明性と公正性の確保」という言葉があるが、これは「静岡市行政手続条例」の目的規定にある言葉なので、同本文8行目「市政運営の向上と公正性の確保」、同本文24行目「情報公開の推進と公正な行政手続の執行を確保」を「透明性と公正性の確保」に改めたほうが良いと考えるのがいいか。

的場啓一委員：変更しても問題はないと考える。

曾根正弘会長：他に意見やご質問があれば願いたい。

高橋節郎委員：19 ページ、「公共」の意味するところ、ここでは「官」「民」ではない協働の分野を「公共」としているが、一般市民からすれば、「公共」は「官」のイメージが強いと思うがいかがか。

的場啓一委員：よく使われる言葉として「官」に対して「民」、「公」に対して「私」がある。

「官」は行政主体で進める意味であり、「民」は私企業で営利を追及とした活動の意味である。

「公共」は私の立場を乗り越えて社会のために活動することを意味したものである。

高橋節郎委員：具体的なイメージはあるか。

的場啓一委員：身近なものでは、「町内会、自治会組織」がある。

例えば、災害時の自主防災組織では、自分のことより、まず地域の皆の安全のために活動する。

これが「共助」であり「公共」だと考える。

木村幸男委員：一般的には「公共」は「官」のイメージがある。ここでは、「公共」は新しい概念だと思うので、注釈をつけたらどうか。

高橋節郎委員：19 ページの「補完性の原理」の説明のくんだりでも「公共」が使われているが、やや矛盾に思う。「新しい公共」という意味であるならば、何らかの説明が必要と感じる。

遠藤純子委員：同じく「新しい公共」の意味であれば解説が必要と感じる。

木村幸男委員：18 ページに「参画」と「参加」がランダムに出てきてしまう。「参画」と「参加」を使い分けた方がいい。イメージとして「参画」の方が広くて深い。「参加」はただ加わるというイメージである。

事務局：市では「参加」が広くて浅い、「参画」の方が狭くて深いと認識している。

木村幸男委員：はっきり使い分ける必要がある。

的場啓一委員：私のイメージでは「参画」に近い。

木村幸男委員：22 ページ、改革の方向3 「開かれた市政の推進」の部分の本文5行目で、「広報については、市の「戦略広報プラン」に基づき、情報発信に努めていただきたい。」とあり、これは、市に対する当審議会からの要望であるが、「戦略広報プラン」については、当審議会ですっかり議論がされていないので、用語を引用することはどうか。

的場啓一委員：以前、市の広報担当課長から「戦略広報プラン」の説明があり、プランに沿って進めていただく必要があると考えた。事務局から何かあれば伺いたい。

事務局：現在の「戦略広報プラン」を見直し、改善していく中で、より積極的な情報発信に努めていくというような表現ではどうか。

木村幸男委員：そのような表現であればよい。

事務局：所管部局に確認し修正したい。

曾根正弘会長：そのような考えのもと、修正を加えていただきたい。

竹内良昭委員：「公共」の話だが、「官」と「民」が重複しているところで「公共」があると理解していたが、ここで言う「公共」には「官」が入っていないということか。

「公共」が入っているということになると、19 ページ本文下段の「補完性の原理」では、行政が担う役割は、「公共」では対応できない部分となりますが、「公共」が機能するように、「公共」の活動との関わりも検討すべきである。という部分は矛盾があるのではないか。

的場啓一委員：事務局でこの部分を図で作成したが、考え方が多少違っていたため、削除した。

「官」があり、「民」があり、「公共」がある。この3つが相まってまちづくりや世の中が動いていく。そのような概念である。

竹内良昭委員：このところの「公共」には「官」が入っていないということによいか。

的場啓一委員：そのとおりである。

高橋節郎委員：言葉の問題だが、21 ページ本文8行目、これからの時代は「活用」ではなく、「協働」でなければなりませんと言いながら、表題のところで「官民連携・民間活力の活用」としているのはいかがか。

もう1点、21 ページ本文中、「P F I の実施にあたっては、他の自治体における事例も検証しながら、最大の効果が得られるよう、慎重に検討を行うべきです。」とあるが、「慎重に」より「適切に」のような表現の方がよいのではないか。

最後に、20 ページの改革の方向1の上段のところ、この大綱は誰が主体で言っているのかということであるが、「国等から積極的な権限の移譲を図るべきです。」という言い方をしているが、権限の委譲は市独自でできる話ではないので、権限の委譲を受けられるよう要請すべきであるというような言い方が良いのではないか。

的場啓一委員：改革の方向2 「官民連携・民間活力の活用」については、変更できるのであれば「官民連携・民間との協働」などに変更したい。

P F I のところ、最大の効果が得られるようについては、バリュー・フォー・マネーを表現したかったところで、ご指摘の部分は変更したい。

20 ページの、「権限の移譲を図るべきです。」という部分はご指摘のように市が積極的に権限の移譲を受けられるように努力するべき」などの表現に変更したい。

曾根正弘会長：私もP F I のところ「慎重に」という表現は違和感があるかもしれない。

青山葉子委員：私も本文中段の「積極的に権限の移譲を財源と合わせて受けるべきです」のところに違和感を受けた。

財源、権限とも国、県が相手であり、希望しても受けられるかは決まっていないのに20 ページ中段①のところ、「国等からの権限移譲後は、市民の利便性向上に直結するよう、市の制度や体制の見直しを併せて行うべきです。」と、委譲後の話まで書いてしまうのには違和感がある。

的場啓一委員：権限移譲後の話は委譲を受けた後はこうあるべきだということで書いたものである。

権限の委譲を図るべきというのは国が法改正により、これについては権限を都道府県または市町村に渡すということで進むのだが、前段として地方自治体から権限移譲について要望することもできる。つまり、権限移譲により市民の利便性が向上するのであれば、積極的に移譲を受けて欲しいという意味もある。

木村幸男委員：17 ページの行財政改革の留意点として「改革のスピード」「改革の断行」の2つをあげているが、これでは留意点は2つしかないと断定していることになる。

事務局：基本理念については次に審議する。

足羽由美子委員：20 ページの中段に「まずは行政内部で男性中心になりがちである意思決定の場における…」とあるが、実際にそうなのか。

行政管理部長：市内部でも考えている問題である。

事務局：ここは事例的に記載していただいていると思う。24 ページ以降の「行政運営」の中にも記載してあるので、この部分は行政内部の事例でなくてもいいと思う。

木村幸男委員：19 ページに「行政は…「協働」のコーディネートを一層推進すべきです。」とあるが、コーディネートは「協働」を進める上で、一部分であり、「協働」を推進するとした方がいいのではないか。

的場啓一委員：まずは、コーディネーター役からはじめるべきという意味で記載したが、最終的には「協働」そのものを推進することになるので、削除することも考える。

曾根正弘会長：概ね意見は出たことから、最終的にとりまとめていく。文章表現については、起草者等に一任していただきたい。

《意義なし》

曾根正弘会長：次に基本理念について審議する。起草者から説明願いたい。

的場啓一委員：17 ページについて、冒頭は行財政改革の一般的な考え方を記載しているが、「…これからの行財政改革は、単なるコスト縮減を目指すのではなく、住民の生活の豊かさを目指した自治を希求した活動でなければならない。」とした。

また、2 段落目以降に記載のとおり、「地方分権改革が進む中で、より効率的…「市民協働」「豊かな公共活動」の推進を図ることが大切です。」とし、「そのためには、現行の仕事のやり方を見直し…市民自らが担うべきものを明らかにする必要があります。」としている。

そして、基本理念として『「市民協働」のもとで、「質の高い行政サービスの提供」と「持続可能な財政基盤」の両立』を掲げた。

その基本理念を実現するためには、3つの基本方針を掲げるとともに、「協働」「効率」をいう概念を持って取組むべきとし、行財政改革の留意点として「改革のスピード」と「改革の断行」の2つを取りあげた。そして、最後に大綱の期間と記載している。説明は以上である。

木村幸男委員：行財政改革の留意点は2つと断定的であるのでいかがか。

また、本市に関わるすべての者に「改革断行」を浸透させるとあるが、1 点目は「者」というのは誰を指しているか。また、「者」という表現が上から見ているように思えるのでいかがか。

2 点目は改革を断行させるならいいが、「改革断行」を浸透させるという表現がいかがか。

的場啓一委員：留意点については断定的であるため、特に2つ留意点という表現に修正したい。

「改革の断行」についてであるが、「者」というのは、市職員だけでなく市民や企業も含んでおり、すべての人に「改革断行」を理解してもらいたいという意味である。

木村幸男委員：市民に対し発信するものなので表現を柔らかくした方がいい。

高橋節郎委員：基本理念と3つの基本方針がほぼ同じであるので違和感がある。また、基本理念は抽象的なものであるが、行財政改革という視点で表現した方がいいのではないか。

的場啓一委員：基本理念は大上段とするのか。また、基本理念を見ただけで分かる内容とした方がいいのか考えた。今回は、分かりやすいものにした方がいいと考えこのようにしたが、基本理念なので包括的な表現がよければ修正したい。

高橋正人委員：すべての基本方針の概念として「協働 (Partnership)」「効率 (Efficiency)」を英

語標記しているが、様々な意味を有しており、インパクトはあるが解釈が限定されてしまうので、削除したらどうか。

的場啓一委員：英語標記にした理由として、行財政改革を進める上での共通事項として行政からの説明や委員からの意見として、「協働（Partnership）」と「経営（Management）」が上がっていた。

その後、行政から「経営」の概念にバラつきがあると説明があったので、「協働」と「効率」に置き換え、英語標記を残したが、確かに英語では、意味が限定されてしまうので、英語標記を削除することで修正する。

木村幸男委員：17 ページの中段にある基本理念に「…持続可能な財政基盤の両立」とあるが、行政サービスの安定的な提供ということもあった方がいいのでは。

また、基本方針Ⅰに「市民協働で進めるまちづくりの推進」があるが、共通の概念でまた「協働」「効率」が入っており、「協働」という表現が重複しているのではないか。

曾根正弘会長：基本理念と基本方針がはっきり分かれていた方がいいと思うが。

足羽由美子委員：これまでの第1次、2次の行財政改革の基本理念はきっちりしている。

基本理念のうち「市民協働」のもとで」を削除したらどうか。

曾根正弘会長：市民協働も大きな理念ではある。基本理念と基本方針については、もう一度起草者と検討したい。

青山葉子委員：留意点の1点目に「…実施のタイミングを逃すことによる「機会損失」とあるが、同じ意味が重複しているのでいかがか。

曾根正弘会長：修正を検討する。

土屋裕子委員：基本理念について、「…質の高い行政サービスの提供と持続可能な財政基盤の両立」とあるが、後段の基本方針にも同様の表現がある。分かりにくいので、言葉で分かるような基本理念にしたい。

木村幸男委員：3次総の基本理念とも調整する必要がある。

事務局：3次総は市全体の理念となるので、行財政改革の基本理念と捉えていただければいい。

曾根正弘会長：皆さんの意見を踏まえ、検討したい。ここで暫時休憩とする。

《休憩》

曾根正弘会長：それでは審議を再開する。事務局から中間答申案全体を通してについて説明を願いたい。

《事務局説明》

曾根正弘会長：ただいまの説明について意見や質問があれば伺いたい。

分かりやすくまとまっている。

的場啓一委員：15 ページに財政の中期見通しがあるが、扶助費が大きく増加している。10 ページにある過去の扶助費の推移から比べると伸びが大きい理由は何か。

財政課長：扶助費の所管課が今後の見込みを出している。決算は実際に低くなると思われるが、トレンドを見て予想を立てている。計画では安全を見て見込みを出しているところがある。

曾根正弘委員：大きな要因はなにか。

財政課長：当初予算編成においては、障害者の自立支援給付が増えている。障害者の数が増えているわけではなく、制度ができてサービスを提供する施設や利用者が増加していると思われる。

また、生活保護費が伸びも収まってきているが、増えている状況である。

木村幸男委員：7ページであるが、ボランティア参加数はどのように捉えているか。

事務局：市の事業等に参加していただいている方の人数である。注釈を入れることで対応する。

木村幸男委員：県外などで活動している方もいるので実態を抑える必要がある。

また、有償、無償や命を守るボランティアなどがあるので捉えていた方がいい。

事務局：行財政改革なので、市政運営の観点からの指標を記載している。

的場啓一委員：15ページの投資的経費で3次総は考慮していないとあるが、これからまだ増えるということではどうか。また、現状の財源不足額についても増えていくということではどうか。

事務局：そのとおりである。H26年度は固まっているが、3次総で行うプロジェクト等は含んでいないので、投資的経費や財源不足額は増えていく見込みである。来年10月の最終答申では3次総が固まってくるので、3次総を含んだ新しい中期見通しとなる。

木村幸男委員：ボランティアについて補足で意見を言いたい。行財政改革という観点で捉えていることは分かるが、行政が関係していないボランティアも無縁ではないため全体の動きを見ていく必要があると思う。

事務局：そのように所管課に伝える。

曾根正弘会長：その他に意見もあると思うが、次回2月26日に審議することとする。

## (2) 外郭団体における「市としての公益性の検証」について

### ア 答申案について

曾根正弘会長：次に外郭団体における「市としての公益性の検証」について審議する。外郭団体の答申案について事務局より説明願いたい。

#### 《事務局説明》

曾根正弘会長：簡潔に過不足なくまとめられていると思う。何か意見があれば伺いたい。

木村幸男委員：一年間いろいろ勉強させていただいた。外郭団体について毎回説明をいただき、プレゼンターのレベルと熱意が低い時もあり驚いた。しかし、勤労者福祉サービスセンターやしみず社会福祉事業団などは、非常に熱意があり仕事を大事にしているものは各委員に届いたと思う。特に、しみず社会福祉事業団の視察の後のプレゼンを聞いて、各委員からこの事業の必要性を強く感じたところが多かった。また、市と外郭団体の関係は親会社、子会社の関係に似ているところがあり、人間関係でギクシャクしている点は改善すべきであり、経営上の課題だと感じた。

曾根正弘会長：この答申案の1ページ「はじめに」の最下段の、「この検証を通じて、市の所管課と外郭団体とが共同して、日頃の活動内容やお互いの役割分担を再確認することにより、一層緊密な連携を図ることに寄与することができたと考えています。」の部分は、私としては強調したいところであった。

これまで連絡が密でないところも見受けられたため、この検証は意義があったと思う。

曾根正弘会長：他に意見がなければ、今後、最終的な答申を作成していく。審議事項については以上とする。その他について事務局より説明願いたい。

### 3 その他

(1) 平成26年度当初予算に反映した

さいこう静岡！「静岡市事務事業市民表価会議」の効果額

(2) 使用料設定基準に基づく使用料改定予定施設一覧（平成26年度）

《事務局説明》

《事務局：日程等について事務連絡》

曾根正弘会長：では、これを持って、第13回行財政改革推進審議会を終了する。

署名 静岡市行財政改革推進審議会

会長 曾根正弘